

納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応する。運転免許については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続が困難な方は、更新期限までに申し出があれば免許証が引き続き有効なものとなるよう措置する。ケアマネジャー等の資格更新のための研修については、都道府県の判断により、研修の延期、中止をした場合には、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする。本年3月中に在留期間が満了する在留外国人からの在留申請について、在留期間満了日から1か月後まで受け付ける。金融商品取引法に基づく開示書類の提出期限の延長や株主総会の開催時期の変更について、必要な手続きを周知する。

また、国直轄の公共工事等については、受注者の申し出がある場合に、令和2年3月15日まで一時中止や工期の延長の措置等を行う。さらに、中小・小規模事業者と国・地方公共団体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や契約金額の見直しなど、国として柔軟な対応を行うとともに、地方公共団体に対しても同様の対応を行うよう要請する。あわせて、納期の延期等を行った事業等に係る予算の繰越に当たっては、弾力的な対応を行う。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに、簡易な通関手続等による対応を行う。

○ 国際連携の強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた途上国に対し、世界保健機関（WHO）等の国際機関を通じ、医療・保健従事者、難民等への技術協力・物資供与による緊急支援を行うなど、国際社会全体としての感染症対策に積極的に貢献する。

○ 地方公共団体における取組への財政支援

既に、緊急対応策第1弾の実施に際し、地方負担が生じる場合に特別交付税を措置することとしている。さらに、本対応策の実行に際して必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、引き続き適切に対応する。

(参考) 緊急対応策第2弾の規模

緊急対応策第1弾(153億円)に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円)の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。

あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置(4,308億円)

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

- ・保育所や介護施設等における感染拡大防止策：107億円
 - ・需給両面からの総合的なマスク対策：186億円
 - ・PCR検査体制の強化：10億円
 - ・医療提供体制の整備：133億円
 - ・治療薬等の開発加速：28億円
- 等

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応：2,463億円

- ・保護者の休暇取得支援等
(新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円)
 - ・放課後児童クラブ等の体制強化等：470億円
 - ・学校給食休止への対応：212億円
 - ・テレワーク等の推進：12億円
- 等

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

- ・雇用調整助成金の特例措置の拡大：374億円
 - ・強力な資金繰り対策：782億円
 - ・観光業への対応：36億円
- 等

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

- ・WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出：155億円
- 等

2. 金融措置(1.6兆円規模)

- ・セーフティネット貸付・保証(6,060億円)
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付(5,430億円)
- ・日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援(2,040億円)
- ・国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援(2,500億円)等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、
①(1) 346億円(うち一般会計346億円)、
②1,409億円(同989億円)、
③797億円(同797億円)、
④163億円(同163億円)。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の規模

- 緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、**緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。**
- あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に**総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。**

1. 財政措置：4,308億円

- (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円
 - 保育所や介護施設等における感染拡大防止策（107億円） ○ PCR検査体制の強化（10億円）
 - 需給両面からの総合的なマスク対策（186億円） ○ 医療提供体制の整備（133億円）
 - 治療薬等の開発加速（28億円）

2. 学校の臨時休業に伴つて生じる課題への対応：2,463億円

- (2) 保護者の休暇取得支援等（新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円）
 - 放課後児童クラブ等の体制強化等（470億円） ○ 学校給食休止への対応（212億円）
- (3) 事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円
 - 雇用調整助成金の特例措置の拡大（374億円） ○ 強力な資金繰り対策（782億円）
 - 観光業への対応（36億円）
- (4) 事態の変化に即応した緊急措置等：168億円
 - WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出（155億円）

2. 金融措置：1.6兆円規模

- (1) セーフティネット貸付・保証（6,060億円） ○ 新型コロナウイルス感染症特別貸付（5,430億円）
- 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援（2,040億円）
- 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援（2,500億円） 等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1) 346億円（うち一般会計346億円）、(2) 1,409億円（同989億円）、(3) 797億円（同797億円）、(4) 163億円（同163億円）。

新型コロナウイルス感染症の京都経済への悪影響を 最小限に食い止めるための緊急要望書

世界的に拡大する新型コロナウイルス感染症は、我が国においても国民生活や経済に深刻な影響を与えており、未だ収束が見えない状況にあります。

感染拡大の影響は、観光客の激減や国の要請に基づく学校の一斉休校、イベント自粛、キャンセル増加、売上減少、生産・工事の遅れ、株価下落など、今や業種・規模・地域を問わず、あらゆる分野の企業・事業者の経営に及んでいると同時に、従業員等の収入減少など雇用の悪化も顕在化してきています。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の早期終息を図るとともに、地域経済への影響を最小限に食い止めるため、国に対し次のとおり緊急に要望します。

1 中小企業支援について

経営が悪化している中小企業・小規模事業者への支援策の更なる拡充や、補助制度等の年度をまたがった執行など柔軟な運用に努めるとともに、支援策が迅速に適用されるよう、相談対応等を担う中小企業支援団体の体制の充実・強化を図ること。

また、マスクや消毒薬等、このような状況下での経済活動の維持・継続に不可欠な物資の円滑な供給を確保すること。

加えて、中小企業・小規模事業者が取り組むBCP策定をはじめ、緊急事態への対応力の向上や事業継続の取組への支援を強化すること。

2 観光客激減やイベント自粛等による経営悪化等に対する支援について

観光客の激減やキャンセルの増加、売り上げ減少等による経営悪化、国の自粛要請に伴う休校やイベントの中止・延期による大幅な減収等に対する支援策を講じること。

また、正確な情報発信を行い風評被害の拡大防止に努めるとともに、地域の実情に応じ、速やかに消費回復に向けた対策及び支援策を講じること。

3 サプライチェーンの回復・強化について

中国からの部品や建築資材、商品等の供給の遅延により生産や工事、販売への影響が出ていることから、国際的な協調によりサプライチェーンの回復・強化を速やかに図るための対策を講じるとともに、生産性向上や中国以外からの調達先確保、内製化、拠点移転、さらには中小企業の販路拡大などに対する支援策の拡充や弾力的な運用に努めること。

4. 雇用対策等について

経営が悪化している中小企業・小規模事業者が雇用を維持するための助成金の拡充及び要件緩和を図ること。

また、契約・派遣社員やパート・アルバイトなどの非正規雇用労働者に対する支援の充実を図るとともに、個人事業主やフリーランス等、既存の制度による支援が受けられない方々の収入減少に対し、あらゆる政策を総動員した支援策を速やかに講じること。

加えて、テレワークや時差出勤など柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取り組みに対する支援の拡充を図ること。

令和2年3月9日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
経済産業大臣 梶山 弘志 様
国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

京都商工会議所	会頭	立石 義雄
一般社団法人京都経営者協会	会長	小畠 英明
一般社団法人京都経済同友会	代表幹事	大倉 治彦
同	代表幹事	村田 大介
公益社団法人京都工業会	会長	中本 晃
京都府中小企業団体中央会	会長	渡邊 隆夫
京都府商工会連合会	会長	沖田 康彦
公益社団法人京都府観光連盟	会長	柏原 康夫
公益社団法人京都市観光協会	会長	柏原 康夫
京都府	知事	西脇 隆俊
京都市	市長	門川 大作

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 府立学校等に係る臨時休業の延長について

令和2年3月11日
京都府教育委員会

文部科学省からの要請を受け、府立学校を3月3日(火)から13日(金)まで臨時休業しておりますが、3月16日(月)以降については、下記のとおり対応します。

記

1 臨時休業の延長（府立学校）

府内の感染状況等に鑑み、臨時休業期間を3月19日(木)まで延長する。

ただし、児童生徒の心身のケア、連絡事項の伝達、家庭学習実施状況の点検、学年末考查の実施等のため、3月16日(月)以降、春休み期間中も含めて、登校日を設けることを可能とする。

【登校日の設定等に係る留意点】

- 必要最小限度の内容にとどめるとともに、学年別の時差登校や教室の分散化など、多人数が長時間同じ場所に集まることのないよう工夫
- 使用教室の清掃やアルコール消毒、こまめな換気、アルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、必要に応じた感染防止措置
- 臨時休業期間中については、部活動や補習は禁止。ただし、進級や単位認定のためにやむを得ず行う個別指導等は除く。
- 体調によっては、無理に登校させることがないよう十分に配慮

2 対象校

(1) 府立学校

府立高等学校附属中学校、府立高等学校、府立特別支援学校の全校

(2) 市町（組合）立学校

府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼する。

3 その他

- (1) 特別支援学校における児童生徒の居場所確保のための受入れは、臨時休業期間中は引き続き実施
- (2) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

